

# 環境影響評価書の概要

— 東京都江戸川清掃工場建設事業 —

平成3年12月

東京都

## 1 総 括

### 1.1 事業者の氏名及び住所

氏名：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

### 1.2 対象事業の名称

東京都江戸川清掃工場建設事業

〔事業の種類：廃棄物処理施設の設置〕

### 1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表1.3-1に示すとおりである。

表1.3-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建替	所在地	東京都江戸川区江戸川二丁目10番地
	敷地面積	約 28,000 m <sup>2</sup>
	工事着工年月	平成5年2月(予定)
	稼働開始年月	平成9年2月(予定)
	処理能力	可燃ごみ 600トン/日 (焼却炉300トン/日・炉×2基)
	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約26m (一部約28m)
	煙 突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ150m
	駐 車 場	見学者用車両等

### 1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施により、環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び建設敷地とその周辺地域の概況を考慮のうえ、予測・評価項目を選定し、現況調査を実施して予測と評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1.4-1に示すとおりである。

表1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1 大気汚染	<p>煙突からの排出ガスによる二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀及び清掃車の排出ガスによる二酸化窒素、一酸化炭素の大気質への影響は小さいので、環境に及ぼす影響は少ないものとする。</p> <p>工事中の建設機械及び工事用車両の排出ガスによる二酸化窒素、一酸化炭素も大気質への影響は小さいので、環境に及ぼす影響は少ないものとする。</p>
2 悪 臭	<p>清掃工場の稼働時の敷地境界における臭気濃度及び悪臭物質濃度は、規制基準を下回るため、影響はほとんどないものとする。</p>
3 騒 音	<p>工場稼働時の工場騒音は、法令の規制基準以下であり、ほぼ現況騒音程度である。清掃車による道路交通騒音については、現況の道路交通騒音と同程度であり、影響は少ないものとする。</p> <p>工事中の建設作業騒音は、勧告基準以下である。工事用車両による道路交通騒音は、現況の道路交通騒音と比較すると多少の増加が認められるが、特定の期間に限られることから、影響は少ないものとする。</p>
4 振 動	<p>工場稼働時の工場振動は、法令の規制基準以下であり、清掃車による道路交通振動は、現況の道路交通振動と同程度であるため、影響は少ないものとする。</p>

予測・評価項目	評 価 の 結 論
振 動 つ づ き	<p>工事中の建設作業振動は、勧告基準以下である。工事用車両による道路交通振動は、一般的な人体感覚の閾値を下回っていることから、影響は少ないものとする。</p>
5 土 壌 汚 染	<p>工場敷地内の汚染土壌は、飛散、流出することのないよう適切な処理を行うことにより、汚染土壌が工場敷地の周辺環境に影響を及ぼすことはないものとする。</p>
6 地 盤 沈 下	<p>遮水性の高い山留め壁を難透水層まで根入れするなど適切な工法を採用することにより、周辺の地下水位の低下はほとんどなく、圧密沈下は発生しない。また、適切な支保工等により、山留め壁の変位はわずかであり、地盤沈下はほとんどない。したがって、周辺では地盤沈下の影響はほとんどないものとする。</p>
7 地 形 ・ 地 質	<p>遮水性の高い山留め壁を難透水層まで根入れするなど適切な工法を採用することにより、周辺の地下水位の低下はほとんどない。また、地下水の流向についても、山留め壁等の規模が小さく局所的であり、流速も極めて緩やかであることから、変化はほとんどない。したがって、周辺地下水への影響はほとんどないものとする。</p>
8 日 照 阻 害	<p>計画工場による日影は、法令の基準を満たしている。現況の日影と比較すると、変化はわずかであるため、影響は少ないものとする。</p>

予測・評価項目	評 価 の 結 論
9 電波障害	<p>計画工場の建築物等により、テレビ電波のしゃへい障害及び反射障害が発生すると予測されるが、共同受信施設の設置等の電波障害改善対策を行うことにより、影響は解消できるものと考ええる。</p>
10 景 観	<p>本事業は建替えであり、景観構成要素の変化は基本的になく、計画工場の建設による地域景観特性の変化は、ほとんどない。一部で量感が増加するが、工場棟及び煙突の意匠をシンプルでまとまりのあるものにするこにより、影響は少ないものと考ええる。</p> <p>接道部の緑化を積極的に行うため、現在のものに比べて、より良好な景観となるものと考ええる。</p>

## 1.5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は表1.5-1に示すとおりである。

表1.5-1. 評価書案の修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
1 総括 1.3 対象事業の内容 の概略		事業内容の一部を修正した。
2 対象事業の目的 及び内容 2.2.2 計画の内容  2.2.4 環境管理に関 する計画等の配慮 (1) 計画上の配慮	景 観	計画の変更により施設配置計画及び 排ガス処理設備等を修正した。  将来交通量を修正した。  圧迫感を緩和するための配慮につい ての記述を追加した。

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
<p>5 現況調査、予測及び評価</p> <p>5.1 大気汚染</p> <p>5.3 騒音</p> <p>5.5 土壌汚染</p> <p>5.8 日照阻害</p> <p>5.9 電波障害</p>	<p>予測結果</p> <p>予測結果</p> <p>現況調査結果</p> <p>予測方法</p> <p>予測結果</p> <p>現況調査及び予測</p>	<p>施設計画の変更により清掃車の予測結果を修正した。</p> <p>施設計画の変更により予測結果を修正した。</p> <p>2調査地点を追加した。</p> <p>汚染土壌の処理について修正した。</p> <p>施設計画の変更により予測結果を修正した。</p> <p>千葉テレビについての記述を追加した。</p>
<p>7 環境保全のための措置</p> <p>7.13 景観</p>		<p>圧迫感を緩和するための配慮について記述を追加した。</p>